

第4章 重点整備地区の設定

第2章 2.2 上位・関連計画及び第3章 バリアフリー化の基本方針を踏まえ、重点整備地区を設定します。

4.1 地区の設定要件

重点整備地区の設定要件等は、バリアフリー新法第2条第21号と同法に基づき国が定めた移動等円滑化の促進に関する基本方針¹三の2において、次の①～④のように定められています。

① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として、生活関連施設²のうち特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものがおおむね3施設以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としており、その「徒歩圏内」の考え方の目安として、面積約400ha未満(2km四方)の地区としています。

② 生活関連施設及び生活関連経路³についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。基本方針では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区としています。

③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

基本方針では、都市機能として、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを掲げています。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

④ 境界の設定等

関係機関との連携や市民の理解を得ながら、バリアフリー化を一体的、着実に整備するため、重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めます。

¹ 移動等円滑化の促進に関する基本方針：国家公安委員会、総務省、国土交通省 告示第1号（平成18年12月施行）

² 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設

³ 生活関連経路：生活関連施設相互間を結ぶ経路

4.2 重点整備地区の設定

滝川市の中心市街地に位置するJR滝川駅の周辺地区は、滝川市中心市街地活性化基本計画等により、計画的な土地利用の推進と駅を中心として多くの人が集い交流する活力ある地域拠点づくりが進められています。また、JR滝川駅を含む周辺地区には市役所や市立病院などの公共施設のほか、病院や福祉施設も多く存在し、かつ駅周辺住民の高齢化が進んでいる状況であることから、早急なバリアフリー化が求められています。

これらを踏まえ、重点地区の範囲を基本として以下の考え方にに基づき設定します。

○生活関連施設（旅客施設）であるJR滝川駅周辺の2km四方で市役所・市立病院等の公共施設を含む徒歩圏内

○生活関連経路を包括する範囲

○区域の境界は主要な道路、鉄道等の地形・地物を基本とし、他の関連事業（滝川市中心市街地活性化基本計画における重点地区等）の範囲との整合性を図る

4.3 重点整備地区の区域等

地区の設定の考え方や重点整備地区要件等を踏まえ、下図に示す滝川駅東側の範囲を中心に、バリアフリー化を重点的・一体的に推進する重点整備地区を設定します。

■重点整備地区（滝川駅周辺地区）



